

令和 5 年度の生活支援体制整備事業について

<p>生活支援体制整備事業は、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加を推進することを目的として、介護保険制度における地域支援事業区分の包括的支援事業に位置づけられ、その経費は地域支援事業交付金によって賄われています。※1</p> <p>浜田市では平成 28 年度から実施主体を浜田市とし、その業務を社会福祉法人浜田市社会福祉協議会へ委託して取り組んできましたが、令和 5 年度については、以下のとおり業務の見直しを行う予定としています。</p>	
平成 28 年度～令和 4 年度	令和 5 年度（予定）
<p>《業務運営》 委託方式 《業務内容》 <u>①生活支援コーディネーターの配置（1 層 1 名、2 層 7 名）</u> 活動区域ごとに配置（浜田 3、金城 1、旭 1、弥栄 1、三隅 1） 【主な取り組み】 ・まち歩きや集いの場を活用した住民ニーズの情報収集、地域課題の把握 ・住民ニーズと生活支援等サービスの結合 ・地域の担い手養成のための研修会の開催 ・ネットワークの構築</p> <p><u>②協議体の運営</u> 生活支援等サービスの体制整備に向けて、協議体を「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置 【主な取り組み】 第 1 層協議体（浜田市全体）の開催（年 2 回） 第 2 層協議体（活動区域ごと計 10 ヶ所）の開催（年 2 回）</p>	<p>《業務運営》 直営方式 《業務内容》 <u>①生活支援コーディネーターを配置（1 層 1 名、2 層 2 名）</u> 健康医療対策課に配置 【主な取り組み】 ・把握した住民ニーズや地域課題、発掘した資源等の整理 ・資料冊子の作成 ・地域への情報提供と共有（資料冊子の配布） ・課題解決や地域ニーズに取り組むまちづくり活動団体等とサービス提供主体とのマッチング</p> <p><u>②協議体の運営</u> 生活支援等サービスの体制整備に向けて、協議体を「問題提起等を通じて目指す地域の姿や方針の共有の場」として設置 【主な取り組み】 第 1 層協議体（浜田市全体）の開催</p>

※1《地域支援事業の各事業の目的や概要等》

事業		目的	概要	補助経費
総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	地域における生活支援や介護予防サービスの充実を図る。	訪問型サービス、通所型サービス等を実施する。	サービス提供に関する人件費、間接経費等
	一般介護予防事業	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止。	住民主体の通いの場を充実、リハビリ専門職等の関与により介護予防の推進を図る。	通いの場の運営のための間接経費等
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	相談の受付や制度横断的支援、高齢者虐待への対応、支援困難事例の対応等を通じて住民の健康の保持及び生活の安定等を図る。	総合相談支援、権利擁護、ケアマネジメントの支援、介護予防ケアマネジメントを実施する。	センターに配置される保健師等の人件費等
	地域ケア会議の開催	地域の多様な関係者による検討の場を通じて、支援や支援体制の質の向上を図る。	保健医療や福祉の専門職等が参画し、個別事例や地域課題の検討を行う。	会議に参加する者への謝金等
	在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための必要な支援を行う。	地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を実施する。	会議開催、研修会開催に係る経費等
	認知症総合支援事業	認知症の早期診断・早期対応や認知症ケアの向上等の体制整備を図る。	認知症初期集中支援チームによる支援と認知症地域支援推進員による地域の体制整備を行う。	チームや推進員の運営費等
	生活支援体制整備事業	多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加を推進する。	生活支援コーディネーターの設置による地域資源の開発等。	生活支援コーディネーターの人件費等
任意事業	介護給付費等適正化事業	介護保険事業の運営の安定化のため、介護給付費等の費用の適正化を行う。	認定調査状況のチェック、ケアプラン点検、住宅改修等の点検等。	適正化業務を行う者の人件費等
	家族介護支援事業	現に介護を行う家族に対する支援を通じて介護負担の軽減等を行う。	介護知識や技術に関する教室や介護者同士の交流会の開催。	教室や交流会の開催経費等